

## 指定基金の健全化計画にかかる 確認事項について(厚年)

対象先	DB年金	厚年基金	適格年金	退職金	DC
内容	法令通知	財政運営	資産運用	会計基準	その他

ご参考に厚年基金以外のお客様にも送付させていただきます。

### ポイント

過日、年金ニュース [No.311](#) でご案内の通り、指定基金（の健全化計画）については、その後の決算結果による積立比率が承認された健全化計画と比べて下方へ乖離した場合には、健全化計画の変更の承認を申請する必要がある旨の連絡が厚生労働省よりありましたが、今般、上記に関し、行政照会により以下の内容が確認できましたのでご案内致します。

#### 【確認事項】

- 決算結果による積立比率が健全化計画上の積立比率に比べて低下した場合でも、当該決算結果に基づき作成した年次報告書<sup>1</sup>における財政見通しが承認基準<sup>2</sup>を満たす場合には健全化計画の変更は不要  
指定年度の前年度末<sup>3</sup>に比べて、健全化計画の最終年度における最低責任準備金に対する純資産額の比率が上昇していれば変更は不要
- 指定年度は健全化計画期間に含まれないため、指定年度の決算の実績により健全化計画の変更は求められない  
例えば平成23年度に指定された基金の健全化計画期間は、通常であれば平成24年度～平成28年度となるため、平成23年度の決算結果に応じて健全化計画を変更する必要はない
- 健全化計画の変更を求められる「その後の状況変化により財政悪化の方向へ乖離した場合」以外の理由<sup>4</sup>については、現行どおり、基金の判断で健全化計画再策定要否の判定を行う

1 健全化計画実施年次報告書

2 [指定基金通知](#) 第三 四 ご参照

3 平成23年度の指定基金で健全化計画が未承認の場合は、「指定年度末」となる

4 「健全化計画書における前提が、著しく異なるに至った場合」、「健全化計画に基づく措置を講ずることが、困難な状況が生じた場合」、「設立母体の経営状況に著しい変化が生じた場合」等

[指定基金通知](#) 第四 ご参照